

規則変更認証申請についての案内

規則は、宗教法人を運営するための根本原則です。

規則の内容と運営の実態が一致していない場合、規則を変更するか、運営方法を規則に合わせるか、いずれかの対応が必要になります。

規則変更には、所轄庁の認証が必要となります。宗教法人のみで規則を変更することはできません。

1. 規則変更に係る手続きの流れ

(1) 変更前の規則で定める手続き

1	責任役員会の議決
2	【規則で定めがある場合】 <ul style="list-style-type: none">・ その他の機関（総会、総代等）の議決または同意・ 包括宗教団体の承認
3	【財産処分等の公告をする場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 財産処分等を行う1月以上前に公告を行う必要があります。・ 規則に基づいて公告したことが確認できる資料（写真等）を残しておきます。・ 下記の場合、公告を行う必要があります。<ul style="list-style-type: none">(ア) 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供する場合(イ) 借入又は保証をする場合(ウ) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をする場合(エ) 境内地の著しい模様替をする場合(オ) 境内地、主要な境内建物の用途を変更し、又はこれらを宗教法人の目的以外のために供する場合(カ) その他規則で定めがある場合

(2) 被包括関係の設定・廃止を必要とする場合、下記の手続きが必要です。

1	信者その他利害関係人に対する公告 <ul style="list-style-type: none">・ 規則の変更の案の要旨を示して、被包括関係を設定・廃止しようとする旨を公告する。・ 規則に基づいて公告したことが確認できる資料（写真等）を残しておきます。
---	--

2	被包括関係廃止の通知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信者その他利害関係人に対する公告と同時に、現在の包括宗教団体に対して被包括関係廃止の通知をします。 ・ この通知はその事実を明らかにするため内容証明郵便とします。 ・ なお、上記(1)にある「包括宗教団体の承認」は不要です。
3	被包括関係設定の承認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい包括宗教団体に対して被包括関係設定の承認を受けます。

(3) 規則変更の認証申請

公告終了後、県知事に対して規則変更の認証申請をします。なお、(2)の場合は公告から2月以上経過してから行います。

(4) 県知事の認証

規則及び認証書は、事務所に永年保管ください。(宗教法人法第25条)

(5) 【該当があれば】変更登記及び県知事への届出

規則変更の内容が登記事項である場合は、認証書の交付から2週間以内に法務局で変更の登記を行う必要があります。また、変更登記完了後、速やかに県知事に届け出てください。

下記の項目を変更する場合、変更の登記が必要になります。(宗教法人法第52条第2項より抜粋。)

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
- 七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る財産処分行為に関する事項を定めた場合には、その事項
- 八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
- 九 公告の方法

2. 規則変更認証申請に係る提出書類

(1) 必ず提出する書類

1	宗教法人規則変更認証申請
2	変更しようとする事項を示す書類（新旧対照表） 2通

3	規則変更理由書
4	変更後の規則の全文 または 認証された規則及び新旧対照表の写し
5	責任役員会議事録（写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更するすべての事項について、責任役員会で議決されたことが分かるもの。 ・ 財産処分等を伴う規則変更の場合は、財産処分等についても議決してあることが必要です。 ・ 議事経過では、議案に賛成した役員数を明示してください。

(2) 必要に応じて提出する書類

1	その他の機関（総会、総代等）の同意書（写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則で定めがある場合に必要です。
2	包括団体の承認書（写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則で定めがある場合に必要です。
3	公告証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産処分等を伴う規則変更、被包括関係の設定・廃止の規則変更の場合に提出してください。 ・ 「公告書（写し）」と「規則に基づいて公告したことが確認できる資料（写真等）」も添付してください。 ・ 公告期間には、初日と最終日は算入しません。 例：規則で10日間の公告が必要な場合、「〇年〇月1日から〇年〇月12日まで10日間事務所の掲示場に掲示した。」のように記載してください。
4	宗教法人法第26条第2項の規定による公告をしたこと及び同条第3項の規定による承認を受けたこと又は通知をしたことを証する書類一式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被包括関係の設定の場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被包括関係の設定の公告証明書 (イ) 公告書（写し） (ウ) 公告したことが確認できる資料（写真等） (エ) 包括団体の承認書（写し） ・ 被包括関係の廃止の場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被包括関係の廃止の公告証明書 (イ) 公告書（写し） (ウ) 公告したことが確認できる資料（写真等） (エ) 包括団体への通知書（写し）
5	施設に関する書類一式

	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の移転、従たる事務所設置等に関する規則変更の場合、下記の書類も提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 境内建物明細書・境内地明細書 (イ) 土地・建物の売買契約書又は寄付証書等（写し） (ウ) 土地・建物の登記事項証明書 (エ) 図面（境内地図面、建物配置図、建物平面図） (オ) 写真
6	<p>事業に関する書類一式</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を行うことが確定している場合に提出してください。 （将来の希望や可能性では、規則に記載できません。） 事業内容は、法人の規模と比較して過大でないことが必要です。 下記の書類も添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業に係る予算・決算書等 (イ) 法人全体の収支状況が分かるもの (ウ) 施設配置図 (エ) 施設平面図 (オ) 許可書、認可書または承認書等の写し

3. 変更登記後に提出する書類

1	登記事項変更届
2	宗教法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

4. 留意点

- 変更後の規則に、誤字・脱字等の間違いが見受けられます。私学・法人課担当者まで御連絡いただければ事前確認いたしますので、変更案を送付ください。
- よくある指摘事項

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 誤字・脱字 ▶ 新旧対照表の「旧」部分が、現行規則のとおりに記載していない。 ▶ 表記が統一されていない。 例：「もの」と「者」 「あてる」と「充てる」 「但し」と「ただし」 ▶ 半角数字と全角数字が統一されていない。 ▶ 規則末尾の附則を記載していない。

附則には、規則の変更を記録します。旧規則にある附則は、そのまま残しておき、附則を最後に追加します。

- ・ 附則の例（規則変更する際は、附則を追加していきます。）

附則

- 1 この規則は、福島県知事の認証書の交付を受けた日から施行する。
- 2 この規則施行当初の代表役員その他の責任役員は、次の通りとする。

代表役員 ○○○○

責任役員 ○○○○

責任役員 ○○○○

附則

この規則の変更は、福島県知事の認証書の交付を受けた日（昭和 37 年 8 月 8 日）から施行する。

附則

- 1 この規則の変更は、福島県知事の認証書の交付を受けた日（平成 5 年 5 月 5 日）から施行する。
- 2 この変更した規則施行の際、増員することとなった責任役員の任期は、現在その任にある責任役員の残任期間と同じとする。

役員定数を増加させる場合、経過措置として、
附則にその任期等の定めを記載する。

附則

この規則の変更は、福島県知事の認証書の交付を受けた日（令和 年 月 日）から施行する。

申請の時点では、日付けは空欄にしておく。

5. 宗教法人法

(規則の変更の手續)

第二十六条 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手續をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第二十七条の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第二十七条の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。

4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手續が前三項の規定に違反すると認めるときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる。

(規則の変更の認証の申請)

第二十七条 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

- 一 規則の変更の決定について規則で定める手續を経たことを証する書類
- 二 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前条第二項の規定による公告をし、及び同条第三項の規定による承認を受けたことを証する書類
- 三 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前条第二項の規定による公告及び同条第三項の規定による通知をしたことを証する書類